

## 「福島県新道路計画懇談会」の設立趣意書

本県を取り巻く環境は、近年の経済低迷とこれに起因する財政制約、少子高齢化、地方分権の進展など社会の成熟化、環境との共生、大交流・大競争の時代、情報化の進展など、大きな時代潮流の転換期にあり、本県のあるべき姿を描くためには、その変化から社会全体がどのような方向に向かっているのか、また、新しい時代の価値観はどのようなものかを読みとることが重要であります。

また、これからの社会資本の整備は、こうした時代潮流の変化に的確に対応し、これまでのような全国一律で画一的な進め方ではなく、真に地域で必要なものを、県民の皆様とイコールパートナーの関係を保ち、「ともに考え、ともにつくる」ことを念頭に、事業の効率化・重点化・透明性に配慮しながら、良質な社会資本の整備を推進していく必要があります。

道路は、最も根幹的な社会資本であり、県の新長期総合計画「うつくしま 21」の基本目標である「地球時代にはばたくネットワーク社会～ともにつくる美しいふくしま～」の実現に向け、これまでも、七つの生活圏を基本とした多極ネットワークの形成を図る幹線道路網の整備や、県民の日常生活を支える基盤としての地域道路網の整備を、計画的に進めてきたところであります。

しかしながら、経済社会全体が大きな転換期を迎え、新たな課題に迅速に対応するためには、道路に対する県民のニーズが多様化している状況の中で、より一層の効率的・効果的な道づくりを進めていく必要があります。

このような認識を踏まえ、本県では、今後の道路整備を進める上での方向付けとなる新たな道路計画を策定することとなり、その策定にあたり、基本方針や目標、施策などについて、幅広い立場から意見を交換し、計画立案に反映とすることを目的として、本懇談会を設立します。

# 福島県新道路計画懇談会規約(案)

## (名 称)

第1条 本会は「福島県新道路計画懇談会」(以下「懇談会」という)と称する。

## (目 的)

第2条 懇談会は、福島県の新たな道路計画を策定するにあたり、基本方針や目標、施策などについて、幅広い立場から意見を交換し、計画立案に反映することを目的とする。

## (組 織)

第3条 懇談会は、別表に掲げるものをもって組織する。

- 2 懇談会の座長は、委員の互選とする。
- 3 懇談会の委員の任期は、計画立案までとする。

## (懇談会)

第4条 座長は、懇談会を統括し、これを召集する。

- 2 座長に事故あるときは、座長が予め指名した者がその職務を代行する。
- 3 必要がある場合は、座長が指名する臨時委員を参加させることができる。

## (事務局)

第5条 懇談会の事務局は、福島県土木部道路建設課、道路維持課及び都市計画課におく。

## (雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会に必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別 表

	所 属・役 職	氏 名
委 員	街こおりやま編集長	いとう かず 伊藤 和
委 員	双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長	えんどう てるお 遠藤 輝男
委 員	エッセイスト	おおいし くにこ 大石 邦子
委 員	(社) 福島県トラック協会専務理事	さかい かつはる 酒井 勝治
委 員	福島大学地域創造支援センター教授	すずき ひろし 鈴木 浩
委 員	福島県商工会議所連合会会長	つばい たかお 坪井 孚夫
委 員	(社) 福島県バス協会会長	のざき みつる 野崎 満
委 員	湯ノ上温泉組合女将の会会長	ほし あけみ 星 明美
委 員	白河市教育委員	やなぎ けいこ 柳 恵子

(五十音順)

# 「新道路計画（仮称）」策定の進め方

